

# 高等学校等就学支援金の受給のため 収入状況の確認を行います

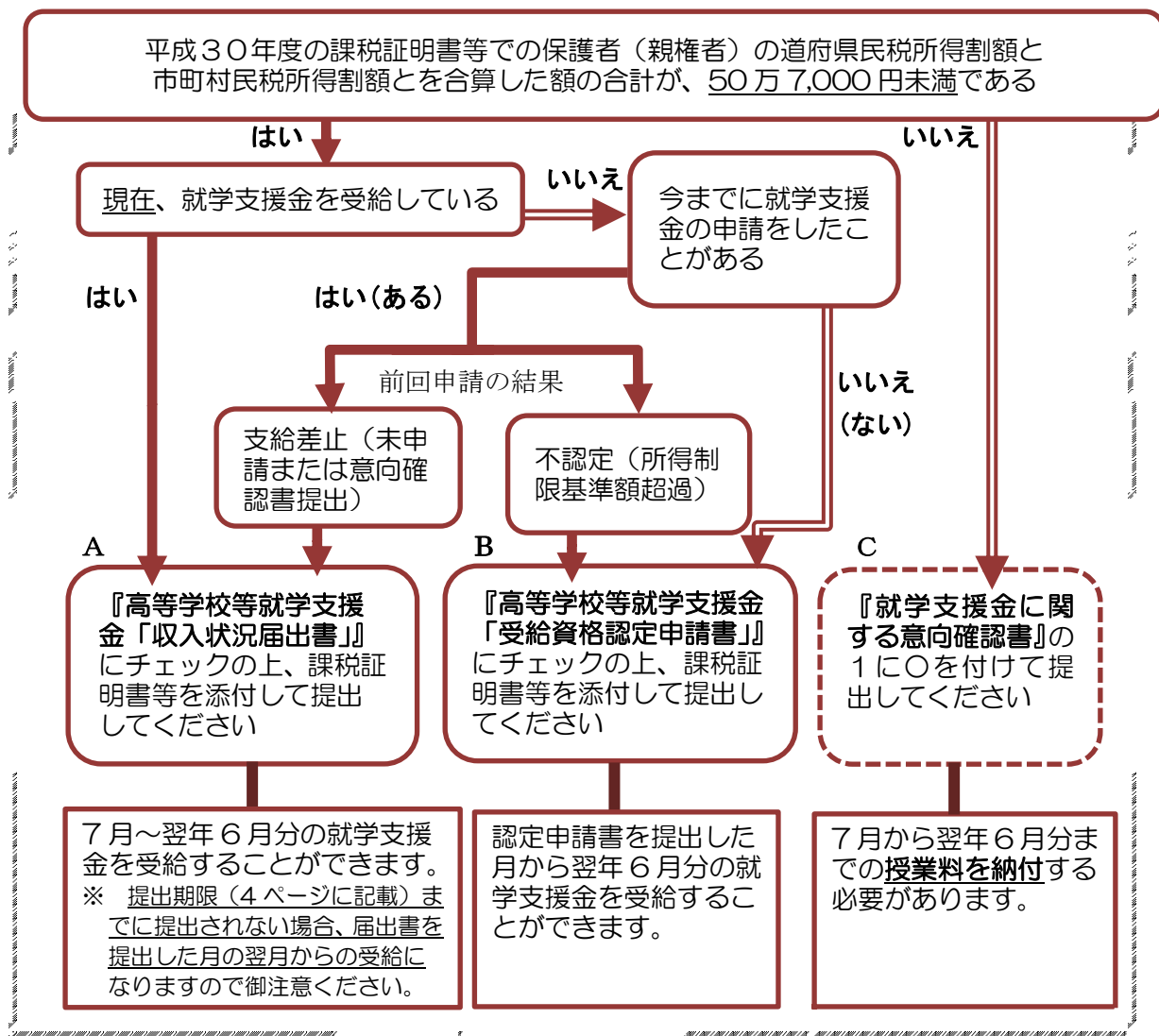
高等学校等就学支援金は、毎年最新の課税証明書等で保護者（親権者）の収入状況（道府県民  
税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額の合計）を確認し、7月～翌年6月までの1年  
間の受給を認定します。

また、これまで所得制限基準額以上であったために受給できなかった方も、6月以降に発行さ  
れる平成30年度の課税証明書等が所得制限基準額未満である場合には、受給資格認定申請書を  
提出することにより、7月以降の就学支援金を受給することができます。

下記フロー図により、学校からお渡す『高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入  
状況届出書』（以下、まとめて「収入状況届等」という。）または『就学支援金に関する意向確認  
書』を提出してください。

☆ 収入状況届等には、保護者（両親）の平成30年度の課税証明書等の添付が必要です。

## ★★★収入状況の確認に関するフロー図★★★



（新入生の4～6月分の就学支援金についての認定結果については、5月下旬にお知らせしています。）

次のページ以降に、収入状況届等の記入方法や課税証明書等についての留意事項をまとめてありますので、内容をよく御確認のうえ、提出もれや記入もれのないようにしてください。

# 1 課税証明書等について

## (1) 課税証明書等の年度

今回提出していただくのは、平成30年度の証明書です（平成29年1月～12月の所得の状況が反映されたものです）。

## (2) 課税証明書等の種類

収入状況届等に添付する課税証明書等は、以下のいずれかの書類を添付してください。

<p>ア 市町村税務課の窓口で発行される <b>平成30年度課税証明書（または非課税証明書）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 平成30年度の証明書は、6月以降に発行が可能となります。</li><li>* 窓口で、「<u>現在取得できる最新のもの</u>」、「<u>道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できるもの</u>」と指定して取得してください。なお保護者のうちどちらかが控除対象配偶者になっている際は「<u>配偶者控除の状況の記載のあるもの</u>」と指定ください（詳細は（3）アに記載があります）。</li><li>* 発行には市町村が定める手数料（1通200～300円）がかかります。</li><li>* 課税証明書は、<u>同校の生徒に兄弟姉妹がいるために一度に複数枚必要である</u>といった場合はコピーで構いません。別の高校に通っている際は、各校に<u>原本</u>を提出してください。</li></ul>
<p>イ 勤務先から渡される <b>平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 今年の5月～6月頃に勤務先から配付されるものです。</li><li>* コピーでも結構ですが、必ず<u>用紙全面が入るようにコピー</u>してください（A3判の用紙にコピーする等）</li></ul>
<p>ウ 市町村から送付される <b>平成30年度市町村民税の納税通知書</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 自営業や住民税が給料から天引きされていない方に対して、今年の6月頃に市町村から送付されるものです。</li><li>* コピーでも結構ですが、<u>道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の年額と、納税義務者の住所氏名が記載されている部分をコピー</u>してください。</li></ul>
<p>エ 生活保護法による「<u>生活扶助</u>」を受けている場合 <b>生活保護受給証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>* <u>平成30年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できる</u>場合に限りです。</li><li>* 「生活扶助」ではなく、他の扶助を受けている場合は上記のア～ウのいずれかの書類を提出してください。</li></ul>

## (3) 課税証明書等の添付を省略できる（不要である）場合

収入状況届等には、保護者（生徒の親権を行う方）の課税証明書等を添付していただきますが、課税証明書等の添付を省略できる場合や、課税証明書等が発行されないことにより添付が不要となる場合<sup>(※)</sup>があります。

※ 税の申告を行っていなかったために、課税証明書等が発行されない場合を除く。

**ア 控除対象配偶者**（年収が103万円以下の方）となっている場合…省略できる

\* 夫（または妻。以下同じ。）の控除対象配偶者となっている場合

夫の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額 とを合算した額+5,000円	<	50万7,000円 (所得制限基準額)
---	---	------------------------

→ 控除対象配偶者本人の課税（非課税）証明書は省略可能とします。

控除対象配偶者本人の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額は非課税（0円）であるか、課税されたとしても最大5,000円程度であるため。

\* ただし、夫の課税証明書等で、控除対象配偶者となっていることを確認する必要がありますので、市町村の窓口で課税証明書を取得する際には「配偶者控除の状況の記載のあるもの」と指定してください。

\* なお、特別控除対象配偶者（年収が103万円超～141万円未満の方）である場合には省略できませんので御注意ください（非課税でないため）。

**イ 保護者が海外在住の場合…添付不要**

\* 平成30年1月1日時点で、海外に在住していた方については、平成30年度の住民税が課税されず、課税証明書が発行されませんので課税証明書等の添付は不要です。

\* 保護者の一方が海外在住の場合には、日本国内在住の保護者の分のみ課税証明書等を添付してください。

**ウ 課税証明書等を提出する者が生徒本人（未成年）である場合…添付不要**

\* 保護者がいない等の理由で課税証明書等を提出するのが生徒本人（未成年の場合に限る）である場合において、生徒本人が税の申告を行っていないときは、課税証明書等の添付は不要ですので、収入状況届等だけを提出してください。

生徒が成人（20歳以上）で、他の者の収入により生計を維持していない（親に扶養されていない）場合には、生徒本人の課税証明書等で確認を行いますので、税の申告を行ったうえで生徒本人の課税証明書等を添付してください。

**(4) 確認する金額**

- 就学支援金の所得制限において確認するのは、**保護者（親権者）の道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額とを合算した額の合計**です。

		父			母
住民税	道府県民税	税額控除前所得割額	+	道府県民税	税額控除前所得割額
		税額控除			税額控除
		所得割額			所得割額
		均等割額			均等割額
	市町村民税	税額控除前所得割額		市町村民税	税額控除前所得割額
		税額控除			税額控除
		所得割額			所得割額
		均等割額			均等割額

- 道府県民税及び市町村民税の減免が行われている場合には、減免後の額で判断します。

**※※※ 注意！ ※※※**

**税の申告を行っていない場合**には、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認できないことから、就学支援金は支給できませんので、速やかに税の申告を行ってください。

なお、課税証明書が発行されるまでの間は授業料を納めていただくことになります。

## 2 保護者の変更等があった場合

年度の途中で**保護者に変更があった場合**には、翌月以降の就学支援金は変更後の保護者により認定することとなるため、速やかに学校に連絡してください。

### ◆「保護者の変更」とは・・・

例1) 両親が離婚し、親権者が母（または父）のみとなった。

※ 離婚が成立するまでの間は、父母両方の課税証明書等の添付が必要です。

例2) 母（父）が再婚し、新しい父（母）と生徒が養子縁組を行った。

※ 養子縁組を行わない場合には、「保護者の変更」には該当しません。

例3) 保護者が死亡した。

例4) 生徒が成人に達した（20歳の誕生日を迎えた）。 等

※ 成人には親権者がいないため、生徒本人または生徒の生計を維持する者1名の課税証明書等で判定します。

収入状況届等の提出期限：**平成30年7月13日(金)**

☆ 第1面フロー図のA、B、Cいずれの場合も、上記期限までに、それぞれの書類を学校に提出してください。

期限内に提出を！

提出期限に遅れると、就学支援金を受給できません！

### Ⓐ 『高等学校等就学支援金収入状況届出書』の場合

提出期限に遅れると、**提出があった月まで就学支援金の支給が差し止められ、7月から提出月までの授業料を納付していただくこととなります。**

提出期限に間に合わない場合には、学校に意向確認書（2に○）を提出し、意向確認書に書かれた最終締切までに届出書と課税証明書等を提出してください。

### Ⓑ 『高等学校等就学支援金受給資格認定申請書』の場合

7月末日までに提出されない場合には、7月分の就学支援金は支給されず授業料を納付していただくこととなりますので、所得制限基準未満である場合には、必ず7月中に提出してください。

チェック！



### チェックリスト

- 課税証明書等は、最新（平成30年度）のものですか？
- 保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額の合計は50万7,000円未満ですか？

	父		母
市町村民税所得割額	( )円	+	( )円
道府県民税所得割額	( )円	+	( )円
合計	( )円	+	( )円 = ( )円

提出前に確認を！

### 【就学支援金・授業料に関する問い合わせ先】

福島県立いわき光洋高等学校事務室 電話 0246-28-0301

**【参考】平成30年7月以降の月分の就学支援金について**

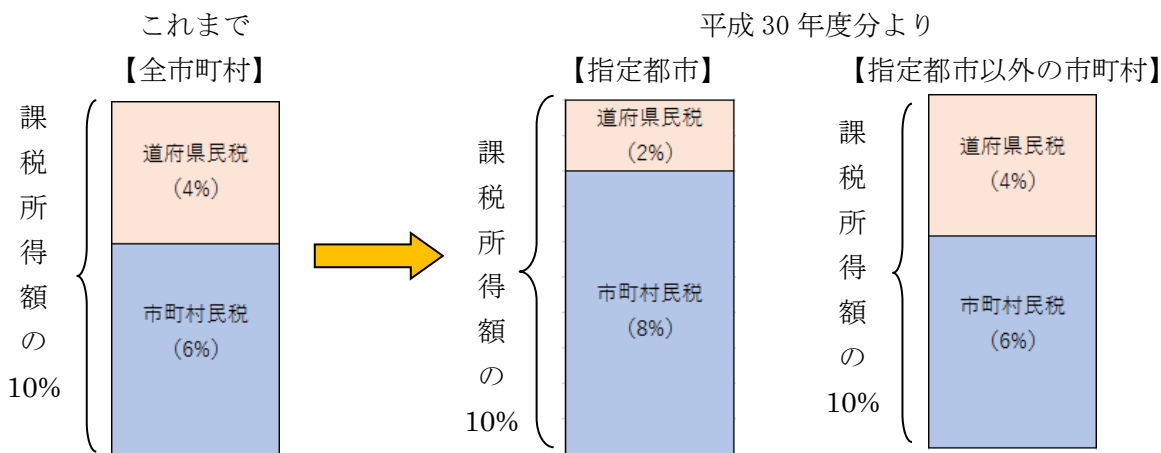
平成30年度分より、個人住民税（道府県民税と市町村民税）の所得割については、指定都市と指定都市を有する道府県の標準税率が〔表1〕のとおり変更され、指定都市とそれ以外の市町村で市町村民税所得割の標準税率が異なることとなります。

これに伴い、就学支援金の判定基準が〔表2〕のとおり現行の「市町村民税所得割額」から「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額」に変更になります。

ただし、この改正では、税額算出の基となる課税所得額に変更はないため、**就学支援金の支給対象となる生徒に変更はありません。**

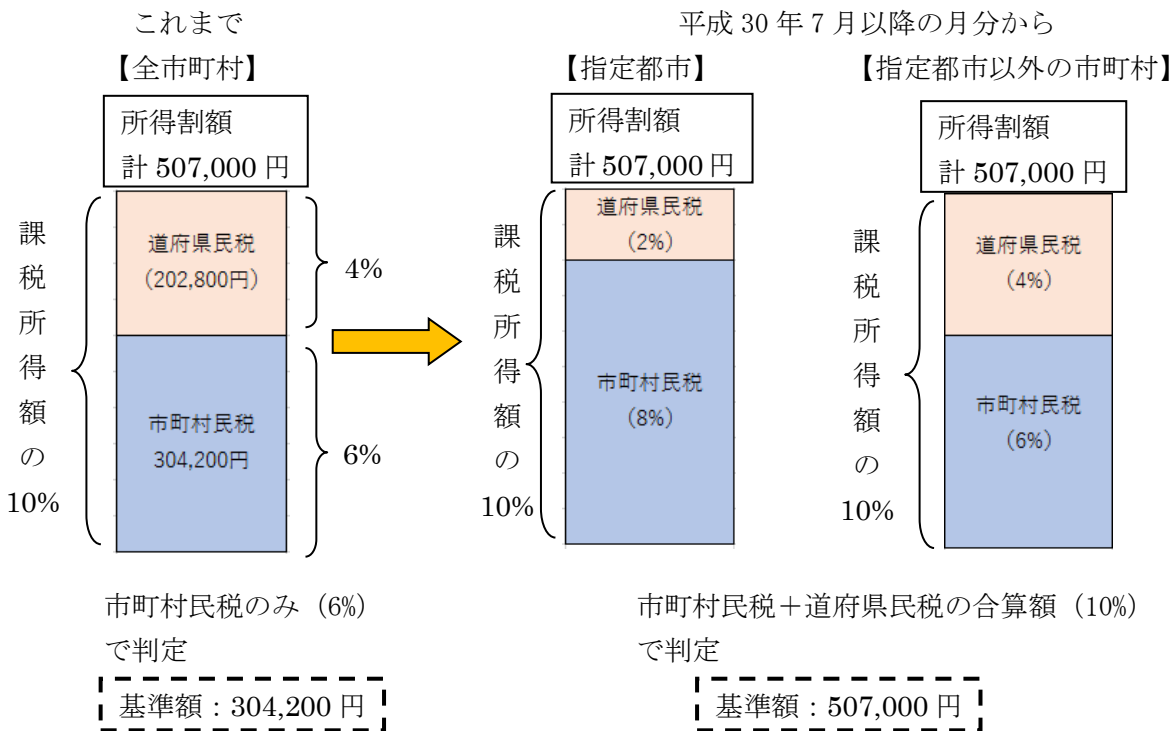
〔表1〕

**個人住民税の標準税率**



〔表2〕

**就学支援金の所得制限基準額**



結果：この改正では、税額算出の基となる課税所得額に変更はないため、**就学支援金の支給対象となる生徒に変更はありません。**